

令和6年度第4回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和6年7月4日(木)

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第23号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第24号 農地の転用の許可の申請について

議案第25号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第26号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第27号 非農地通知交付申請について

議案第28号 農用地利用集積計画について

議案第29号 農用地利用計画変更について

(2) 報告

報告第17号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第18号 現況証明願について

報告第19号 農地の転用のための届出の受理について

報告第20号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第21号 農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について

3 出席委員

(農業委員)

2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳

7番 太田 智代、8番 太田 政俊、9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明

11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉、13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則、32番 畔柳 則宏

33番 新家 和義、34番 新實 文夫、36番 鈴木 安光、37番 山口 和雄

38番 山内 隆一

4 欠席委員

1番 石川 修次、4番 柴田 若江、28番 太田 昌宏、35番 阿部田 光春

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主査、主事
- (2) 農務課 主査

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は1番の石川 修次委員と4番の柴田 若江委員と28番の太田 昌宏委員と35番の阿部田 光春委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは6番の浅岡 治徳委員と7番の太田 智代委員をお願いいたします。それでは議事にしがいまして、議案第23号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って4件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

木俣 委員：申請番号15番 調査年月日は令和6年6月27日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号16番 調査年月日は令和6年6月23日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(安) 委員：申請番号17番 調査年月日は令和6年6月30日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号18番 調査年月日は令和6年6月24日。本案件は、申請地の近くの空き家を取得することになり、移住に合わせて申請地を譲り受け農業に励んでいきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認め

められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 24 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

内藤 委員：申請番号 5 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 29 日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。現場を確認した結果、特に問題になるような項目は無く、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 25 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 13 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 44 番においては、山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議いたしますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見を

お願いいたします。

神谷 委員：申請番号 33 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 24 日。本案件は、現在自動車整備業を営んでいるが、本店の移転に伴い、事業で使用する車の駐車場が不足するため、申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地主が賛同していることを確認しており、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 34 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 25 日。本案件は、この度の岡崎市議会議員選挙に立候補するにあたり、市街化区域内の既存建物を借り受けることができなかつたため、申請地を一時転用し選挙事務所を新設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(健) 委員：申請番号 35 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 36 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 26 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 37 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 29 日。本案件は、現在所有地にて自己用住宅の建築を申請中だが、自己所有の土地だけでは建築基準法上の道路に接していないため、通路敷を確保するべく申請地を転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 38 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 29 日。本案件は、現在、建築工事業・土木工事業を営んでいるが、業務拡大により資材置き場と駐車場が不足したため、申請地を資材置き場及び駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(泰) 委員：申請番号 39 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 23 日。本案件は、19 年前より申請地を型枠材料の保管場所として利用しており、今後も型枠工事業に利用していきたいと考えているため、適法な状態にするため是正の申請をしたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 40 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 25 日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差があり湿地状態となっている申請地で地権者と利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 41 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 25 日。本案件は、現在、農産物の生産、加工、販売を行っており、今後ファーマーズマーケットを開催するにあたり、耕作地付近且つ車通りの多い沿道を探していたところ申請地が適していたため、農産物直売所及び駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(昌) 成田 委員：申請番号 42 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 22 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新家 委員：申請番号 43 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 21 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に申請番号 44 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退出していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 44 番について、調査担当委員の意見をお願いします。

新實 委員：申請番号 44 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 23 日。本案件は、現在養鶏加工業を営んでおり、今後技能実習生の受け入れを考えており、寄宿舍が不足するため、申請

地を転用し寄宿舍を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第26号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って3件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

浅岡 委員：申請番号6番 調査年月日は令和6年6月27日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、特定貸付により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号7番 調査年月日は令和6年6月26日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、特定貸付により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号8番 調査年月日は令和6年6月26日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に、議案第 27 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

鈴木(泰) 委員：申請番号 5 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 23 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

市川 委員：申請番号 6 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 27 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号 7 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 24 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものいたします。次に、議案第 28 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、決定するものとしたします。次に、議案第 29 号を議題としたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用計画変更について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

山口 委員：申請番号 1 番 調査年月日は令和 6 年 6 月 24 日。本案件は、現在、林業を営んでいるが、業務拡大により従業員駐車場が不足したため、申請地を駐車場として利用するため農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可としたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：初めて名前を聞く法人ですが、本社はどちらにあり、何業を主体に、いつごろから活動している法人でしょうか。

事務局：こちらの会社について、法人登記簿から回答いたします。法人所在地は明見町田代 37 番地 1 です。業務目的としては木材の販売・土木工事業・建築業・林業・園芸サービス等になります。

酒井(功) 委員：活動範囲は今回の申請地のみでしょうか。範囲拡大の話等がありますか。

事務局：現在はこちら以外に業務範囲拡大をするといった話は聞いておりません。

酒井(功) 委員：森林組合との関係はありますか。

事務局：関連等はあるかもしれませんが、一体で業務等を行っているものではないと思われれます。

酒井(功) 委員：基本的には林業関係事業を進めていく法人という理解でよろしいでしょうか。

事務局：その認識でよろしいかと思ます。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、変更するものとしたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	1 件
現況証明願について	3 件
農地の転用のための届出の受理について	7 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	23 件
農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について	3 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。ここで事務局から一点皆様にお諮りしたいことがあるようですので、事務局から説明をお願いします。

事務局：事務局から一点お話をさせていただきます。机上に配布させていただいた左上に別表と記載されたこちらの資料をご覧ください。これまで農地に支柱を立てて、営農を継続しながら農地上部に太陽発電設備を設置する農地転用許可については、平成 25 年 3 月 31 日から、農林水産省の指針に基づき許可事務を行ってきたところです。営農型太陽光発電設備の転用許可については、様々な許可要件がありますが、主な特徴として、この許可が一時転用に限り認められることです。営農型太陽光発電の転用許可は許可期間が通常 3 年以内で、期間満了前に再度転用許可申請がなされ、再許可を行いながら、半永久的に事業が継続されていきます。本日お配りした別表は営農型太陽光発電の一時転用許可期間について国が示しているものになります。資料のとおり原則 3 年以内の許可となりますが、営農型太陽光を設置する農地を(1)認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合、(2)荒廃農地を活用する場合、(3)第 2 種農地又は第 3 種農地を活用する場合、のいずれかに該当する場合は許可期間を 10 年以内に設定できることとなってい

ます。本市においては、営農型太陽光発電に関する転用許可事例が少なく、過去に別表の10年以内で許可できる対象となる事案はなく、営農型太陽光発電の転用許可をした7件すべての案件が通常の一時的転用と同様の3年以内で許可を行ってきました。しかしながら昨今、別表の10年以上の許可の対象となる方からの相談を多く受けるようになり、近い将来申請がなされることが想定されます。特に問題がなければ、今後の申請で、別表に該当する場合は、本市での営農型太陽光発電の一時的転用許可期間の10年以内での許可を認めていく方向で進めたいと思っています。以上です。

会 長 本件につきまして、何かご質問はございませんか

委 員 (なし)

会 長 ご意見等も無いようですので、今後は国の指針に基づき10年以内での許可を認めていくこととします。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。最後に、事務局から連絡事項などがあれば、お願いします。

- 午前10時30分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員(6番)

岡崎市農業委員会委員(7番)